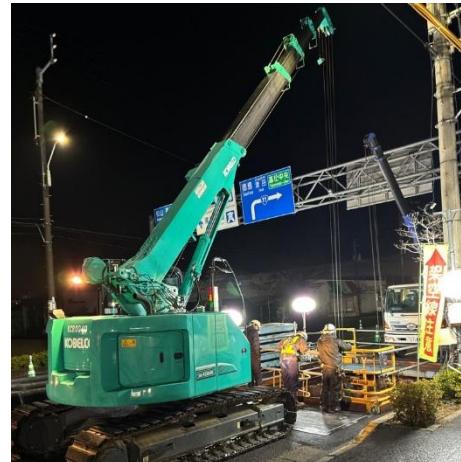


第7回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会



伏石町口径600mm配水管更新工事（高松市）

昭和29年に布設した老朽配水管（口径600mm）の更新工事の様子です。
地下10m、区間300mに埋設され、令和8年度の完成予定です。



令和8年1月20日
香川県広域水道企業団

目次

1. 料金水準について

1-① 検討方針	4
1-② 検討案	6
1-③ 検討案 シミュレーション結果	8

2. 料金体系について

2-① 料金体系の検討に当たって	11
2-② 基本料金と従量料金の割合	12
2-③ 各事業体の基本料金表	13
2-④ 各事業体の遞増度	14

3. 今回の主な審議事項について

3 今回の主な審議事項について	16
-----------------	----

○ 参考資料

20

1. 料金水準について

1-① 検討方針

第6回審議会資料より

統一料金の基本方針（第5回審議会で決定）

- ① 「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする
- ② 基本水量は廃止とする
- ③ 口径別料金体系とする
- ④ メーター使用料は設定しない
- ⑤ 過増型の従量料金体系を基本とする
- ⑥ 湯屋（公衆浴場）用は維持する、特殊（臨時）用は廃止する
- ⑦ 共同住宅（連用給水装置）については、基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする
- ⑧ 加入金制度は維持する
- ⑨ 口座割引制度は廃止する
- ⑩ 福祉減免制度は廃止する

水道料金及び統一料金の基本方針に基づき料金のあり方を検討

1-① 検討方針

○料金水準の試算にあたっての基本的な考え方

- ・基本的には「総括原価方式」（※）を用い、次期施設整備計画が執行可能な料金水準を設定する

（※）総括原価方式とは

- ・水道事業運営に必要な原価と料金収入額が一致するように設定する方法

$$\text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{資本費用} - \text{控除収益} = \text{料金収入}$$

○料金水準の検討方針

- 必要な料金収入額を踏まえた平均料金改定率の検討を行う
- なお、現行の各事業体の料金水準に相当の格差があることから、統一化により一部の利用者に大きな影響があるが、これについては、料金体系の中で検討を行う
- 料金算定期間については、「3年」、「4年」、「5年」で検討を行う

1-② 検討案

○検討案 1

【前提条件】

ア.財政指標

項目	条件
内部留保資金対給水収益比率	毎年度0.5程度以上
企業債残高対給水収益比率	R20時点で3.5以下

イ.料金回収率：算定期間通算で、100%を満たす

[案 1-①]：一括改定

[案 1-②]：段階的改定

1-② 検討案

○検討案 2

【前提条件】

ア.財政指標

項目	条件
内部留保資金残高	毎年度末30億円以上
企業債残高対給水収益比率	R20時点で4.0以下

イ.総収支比率：算定期間通算で、100%を満たす

[案 2-①]：一括改定

[案 2-②]：段階的改定

1-③ 検討案 シミュレーション結果

○ (検討案 1) シミュレーション結果

検討案		平均改定率（R10年度）	別冊ページ
①一括改定	3年	31.9%	P3～
	4年	34.4%	P5～
	5年	37.0%	P7～
②段階的改定	3年	1年目：22.8% 3年目(R12年度)：22.8%(通算50.8%)	P9～
	4年	1年目：21.5% 3年目(R12年度)：21.5%(通算47.6%)	P12～
	5年	1年目：21.6% 3年目(R12年度)：21.6%(通算47.9%)	P15～

1-③ 検討案 シミュレーション結果

○ (検討案 2) シミュレーション結果

検討案		平均改定率（R10年度）	別冊ページ
①一括改定	3年	27.0%	P19～
	4年	30.5%	P21～
	5年	33.7%	P23～
②段階的改定	3年	1年目：19.3% 3年目(R12年度)：19.3%(通算42.3%)	P25～
	4年	1年目：19.2% 3年目(R12年度)：19.2%(通算42.1%)	P28～
	5年	1年目：19.7% 3年目(R12年度)：19.7%(通算43.3%)	P31～

2. 料金体系について

2 -① 料金体系の検討に当たって

視点①：基本料金と従量料金の割合

- ・高松の基本料金の割合は16団体中、8番目に高い

視点②：大口径の基本料金の水準

- ・高松の基本料金は口径が大きくなるほど他事業体との価格差が大きくなる

視点③：遞増度

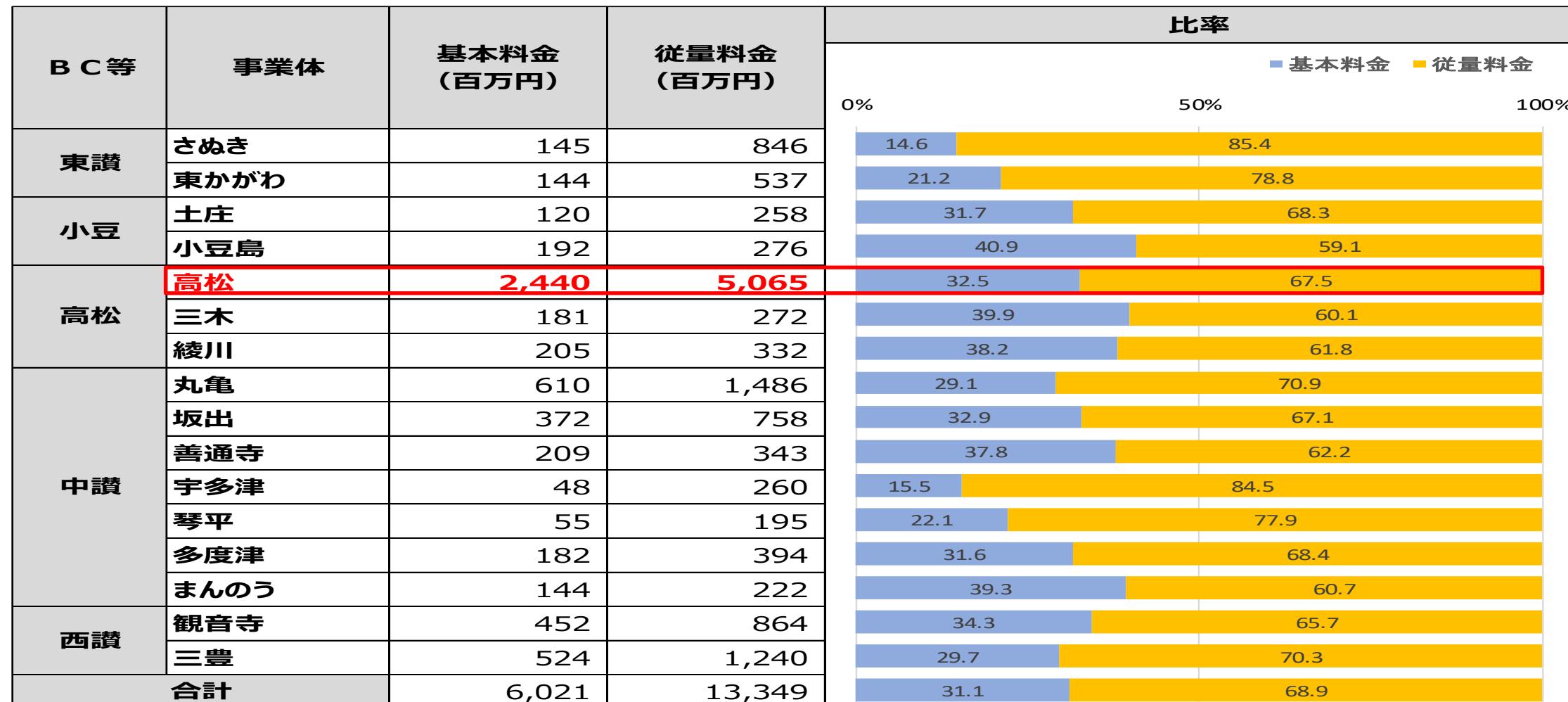
- ・高松の従量料金の最低単価（40円）は、他事業体よりも低い（丸亀は除く）
- ・高松の従量料金の最高単価（240円）は、16団体中、4番目に高い

2-② 基本料金と従量料金の割合

《基本料金と従量料金の割合（令和4年度実績）》

※基本料金：メーター使用料含む

※小豆島の料金体系は4体系であるが、合計を計上する



2-③ 各事業体の基本料金表

◆各事業体（一般用または家庭用）における基本料金（1か月につき）

*の事業体はメーター使用料含む

(税抜、単位：円)

メーター口径	高松	さぬき	東かがわ	土庄*	小豆島	三木*	綾川	丸亀	坂出	善通寺	宇多津	琴平*	多度津	まんのう	観音寺	三豊
13mm	1,000	500	550	996-1,548	用途別 1,080	1,239	用途別 1,800	900	950-1,200	用途別 850-1,300	300	854	用途別 800-1,600	1,600	用途別 1,100-1,390	1,050-1,750
20mm	2,000	900	990	1,826-2,844		1,429		900	950-1,200		850	946		1,700		1,250-1,950
25mm	3,000	1,300	1,430	2,618-4,140		1,572		1,350	950-1,200		1,450	993		1,800		2,100
30mm	-	1,700	1,870	-		1,762		-	1,700		-	1,315		1,900		2,200
40mm	7,600	3,700	4,070	-		1,858		2,600	3,000		3,600	1,515		2,100		2,400
50mm	16,000	5,700	6,270	-		2,667		5,100	5,800		5,400	2,615		2,250		2,800
75mm	34,000	13,300	14,630	-		4,477		8,900	13,500		13,500	4,215		2,900		3,300
100mm	62,000	25,100	27,610	-		-		17,700	25,000		25,000	8,715		-		18,000
150mm	160,000	-	69,025	-		-		25,300	70,000		-	-		-		-
200mm	-	-	-	-		-		51,000	142,000		-	-		-		-

2-④ 各事業体の遡増度

◆各事業体（一般用または家庭用）における遡増度

(口径13mm、税抜、単位：円)

事業体名	1か月10m ³ 使用時の料金				左の1m ³ 当たり の基本単価(イ) =(ア÷10)	従量(超過)料金 の最高単価(ウ)	遡増度 (エ) =(ウ÷イ)
	基本料金	従量(超過) 料金	メーター 使用料	計(ア)			
さぬき	500	1,300		1,800	180	215	1.19
東かがわ	550	1,430		1,980	198	215	1.09
土庄	1,380	456	168	2,004	200	372	1.86
小豆島	1,080	720		1,800	180	270	1.50
高松	1,000	400		1,400	140	240	1.71
三木	1,143		96	1,239	124	172	1.39
綾川	1,800			1,800	180	240	1.33
丸亀	900	200		1,100	110	220	2.00
坂出	1,200			1,200	120	220	1.83
善通寺	1,300			1,300	130	195	1.50
宇多津	300	1,000		1,300	130	130	1.00
琴平	715	1,050	139	1,904	190	210	1.10
多度津	1,600			1,600	160	280	1.75
まんのう	1,600			1,600	160	180	1.13
観音寺	1,390			1,390	139	210	1.51
三豊	1,750			1,750	175	210	1.20

3．今回の主な審議事項について

3 今回の主な審議事項について

①料金算定期間

(主な論点) 料金算定期間は(案1)3年、(案2)4年、(案3)5年のどれにすべきか

(注)3～5年以外とする場合は、何年とすべきか

②統一料金の段階（1段階か複数段階か）

(主な論点) 統一料金は(案1)1段階、(案2)2段階のどちらにすべきか

(注)3段階以上とする場合は、何段階とすべきか

3 今回の主な審議事項について

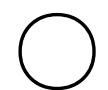
③基本料金のあり方

(主な論点) 第5回審議会（令和7年3月3日開催）における「統一料金の基本方針（案）」では、「基本料金と従量料金で構成される二部料金制とする。一般に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全なおいしい水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう基本料金と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう従量料金から構成される二部料金制を採用している。」としているところ、具体的な基本料金はどう設定すべきか。

3 今回の主な審議事項について

④遁増度のあり方

(主な論点) 第5回審議会（令和7年3月3日開催）における「統一料金の基本方針（案）」では、「統一料金の軸としている高松の遁増度は、近県の事業体と比較して高い水準にはないが、従量料金の最高単価が企業団内で比較的高い水準にあるため、遁増度を緩和する方向で検討するとともに、各事業体の状況を踏まえながら、大口使用者と一般家庭などの小口使用者間の公平性の確保に努める」としているところ、具体的な従量料金はどう設定すべきか。



參考資料

【参考資料】 県内各事業体の料金改定状況等

事業体	企業団設立前		企業団設立後		供給単価 (円)	料金回収率 (%)	料金の特徴		(参考) 下水道使用料改定状況	
	改定時期	改定率	改定時期	改定率			R6暫定値	R6暫定値	改定時期	改定率
さぬき	H21.4	10.6%	—	—	191.0円	95.5%	○		H25.4	19.0%
東かがわ	H29.6	14.0%	R4.4 R7.4	全体で10% 一律10%	188.5円	88.8%		○	R7.4	15.0%
土庄	—	—	R5.4	20.0%	298.6円	91.1%	○			
小豆島	H29.12	▲8.0%	—	—	227.8円	82.4%	○			
高松	H12.4	13.3%	—	—	166.5円	100.7%	○		H22.6 R8.6予定	14.8% 28.47%
三木	H5.4	21.4%	—	—	164.1円	96.7%		○	R2.4供用開始	改定なし
綾川	H20.4	15.1%	—	—	214.9円	99.4%		○	H20.4	13.0%
丸亀	H27.4	10.4%	—	—	166.1円	92.9%	○		R4.7	5.0%
坂出	H3.10	17.0%	—	—	183.6円	102.9%	○		R6.10	5.42%
善通寺	H23.4	▲10.0%	—	—	173.9円	89.2%		○	H16.4	10.0%
宇多津	H1.4	18.0%	—	—	143.4円	95.4%	○		H18.4	1.1%
琴平	H10.1	30.0%	—	—	233.2円	113.3%	○		H27.4	17.42%
多度津	H30.1	8.0%	—	—	219.8円	98.6%	○		H17.4	9.09%
まんのう	H18.3	町合併時に統一	—	—	195.9円	90.1%	○	公共：H18.3町合併時に統一		
								農集：H10.4供用開始		改定なし
観音寺市	H18.10	市町合併時に統一	—	—	195.0円	98.4%	○		H22.4	12.2%
三豊	H30.4	料金統一（豊中町は値上げ、その他の町は値下げ）	—	—	186.7円	100.9%		○		

R 6 企業団全体

R 4 全国平均

179.05円

170.48円

100.60%

98.70%

【参考資料】 近年の全国の水道料金改定状況①

近年の全国の水道料金改定状況（予定含む）

事業体		改定時期	料金改定率	料金算定期間 (年)	※資産維持率 (%)	備考
都道府県	事業体名					
岡山県	岡山市	R6.4 R8.4	(1年目) : 15.7% (3年目) : 3.7%(通算20.0%)	4年	1.6%	現状の物価高騰を考慮し、当初の2年間の改定率を抑制
岡山県	倉敷市	R7.3 R8.3	(1年目) : 10.0% (2年目) : 9.8%(通算20.8%)	3年	0.75%	急激な負担増加緩和のため段階的な改定を実施
神奈川県	神奈川県営	R6.10 R7.10 R8.10	(1年目) : 16.0% (2年目) : 2.6% (3年目) : 2.5%(通算22.0%)	4.5年	— (※)	急激な負担増加緩和のため段階的な改定を実施
沖縄県	那覇市	R7.6 R8.4	(1年目) : 12.6% (3年目) : 4.9%(通算18.1%)	3年	— (※)	急激な負担増加緩和のため段階的な改定を実施
大阪府	高槻市	R7.10	15.0%	10年	— (※)	現状の物価高騰を考慮し、基本料金の段階的な改定を実施
大阪府	東大阪市	R7.10 R10.4	(1年目) : 19.0% (4年目) : 7.6%(通算28.0%)	5年	— (※)	急激な負担増加緩和のため段階的な改定を実施

(※) –については、資産維持費を含めた料金水準としているため算定していない

【参考資料】 近年の全国の水道料金改定状況②

近年の全国の水道料金改定状況（予定含む）

事業体		改定時期	料金改定率 (%)	料金算定期間 (年)	※資産維持率 (%)	備考
都道府県	事業体名					
埼玉県	川口市	R8.4	26.7%	4年	3.0%	前回の水道料金改定はR3.1月（改定率25.0%） 今回は下水道使用料の改定（改定率27.1%）も 予定している
千葉県	千葉県営	R8.4	18.6%	5年	— (※)	県の一般会計繰入により、23.7%の改定を回避
富山県	富山市	R8.4	27.0%	4年	0.3%	激変緩和の観点から資産維持率は、R8～R11までの投資見込みによる算出（0.3%）を採用
愛知県	北名古屋水道企業団	R8.4	14.1%	10年	— (※)	今後20年間の大規模建設工事を予定しており、 年度ごとに差が大きい事業費の平準化を図るべく 算定期間を10年間とする
島根県	松江市	R8.10	26.0%	5年	率は不明 (3億円)	
長崎県	佐世保市	R8.4 R9.4 R10.4	(1年目)：17.5% (2年目)：4.2% (3年目)：4.1%（通算27.5%）	3年	0.14%	市の一般会計繰入により、R8.R9の減額分（7億6500万円）を補填

(※) – については、資産維持費を含めた料金水準としているため算定していない

【参考資料】近年の全国の水道料金改定状況③

全国の広域水道事業体の料金統一化の状況

企業団名		設立年度 水道料金統一年度 平均改定率	水道料金統一化の内容
群馬県	群馬東部水道企業団 (3市5町) (給水人口: 約44万人)	2016年 (H28) 2023年 (R5) 15.0%	4年間で段階的に統一料金へ移行する激変緩和措置を採用した 統一前の料金と統一料金を比較し、増額となる場合は年1／4づつ段階的に引き上げる (例) 統一前の料金が1,000円で統一料金が2,000円だった場合、1年目は1,250円、 2年目は1,500円、3年目は1,750円、4年目で2,000円となる
埼玉県	秩父広域市町村圏組合水道局 (1市4町) (給水人口: 約9万人)	2016年 (H28) 2021年 (R3) 0.25%	令和3年4月に秩父市の料金に統一した (地区ごとの改定率: 秩父市0.00%、横瀬町7.18%、小鹿野町26.20%、皆野町・長瀬町△16.23%) なお、令和8年4月には水道料金の改定 (平均改定率36.1%) を予定しているが、高料金対策補助として各市町から繰入れすることにより答申の51%から圧縮している
奈良県	奈良県広域水道企業団 (県、10市16町) (給水人口: 約89万人)	2025年 (R7) 2025年 (R7) -	統合時からの水道料金統一は全国初である ただし、現行料金と統一料金を比較し、5年間は低い方の料金を適用する経過措置があり、また、一部別料金の設定がある
広島県	広島県水道広域連合企業団 (県、14市町) (給水人口: 約57万人)	2023年 (R5) 未統一 -	水道事業は一体的に運用するが、水道料金はセグメント会計により統一していない <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業開始時は、統合前の料金体系を引き継ぐとともに、料金の額も据え置く ○ 水道料金は、概ね5年ごとに見直しを行い、その結果、経営の効率化を図ってなお、恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合は、構成団体との協議や水道事業審議会の答申を踏まえた上で、料金改定を行う ○ 水道料金の算定方法 (口径別・用途別の取扱い、基本水量・水道メーター使用料・従量料金の取扱い等) については、事業ごとに様々な方法で運用されていることから、業務を効率化し、利用者に分かりやすいものとなるよう統一していく方向で検討する